

福島県いわき市沿岸部の地区別にみた「復興事業計画」の成立要因に関する研究 －(その2)事業推進のための工夫点と課題点について－

日本大学 正会員 ○大塚 宏樹

日本大学 正会員 横内 憲久

日本大学 正会員 岡田 智秀

日本大学 非会員 稲葉 諒介

1. はじめに—本稿では、前稿で分析対象としたいわき市沿岸部の「復興事業計画」について、当該地区の実情から通常とは異なる特徴的な取り組みを抽出し、その成立要因を捉える。

2. 結果および考察—前稿で示したいわき市沿岸部全24地区のうち、特徴的な取り組みがみられた10地区の具体的な計画内容を(図-1)に示す。以降では、これをもとに各地区の特徴を述べる。

(1) 久之浜—当地区(図-1①)は、大久川と小久川が合流する河口部の住宅地を移転し、その跡地を氾濫原とするために高さを下げた防災緑地を整備する。これは今次津波がこれらの河川を遡上して背後の市街地まで浸水被害を与えたため、今後同様の津波が来た際に津波と河川水を干渉させ被害を軽減させるための工夫である。

(2) 四倉・小浜—この2地区(図-1②, ⑧)は、海岸堤防を「現位置」ではなく、全面的な「前出し」を行う。「四倉」では、防災緑地整備の用地買収の際に、一部住民が住居の建て替えを急いだために防災緑地の用地確保ができず、砂浜側への全面的な「前出し」に至った。

「小浜」では、当初、沈下した地盤の嵩上げのために「震災復興土地区画整理事業」(以下、区画整理)を住民側が希望し合意をもった。しかし、狭小エリアゆえに公共用地整備が難しいため土地の買上げができず、換地の価額も安価なため、高地価の市街地への移転もままならないことから、一度合意した「区画整理」に対して約6割の住民が反対に転じた。その結果、海岸堤防整備の用地が確保できなくなった一方、前面の海浜地の砂量が多いことを理由に、「前出し」が決定になった。

(3) 薄磯・豊間—この2地区(図-1③, ④)は、海岸低地部における防災緑地の用地確保のため、「区画整理」を用いて高台移転を行う。「薄磯」では、海岸背後の高台移転先の切り出し土砂と防災緑地に必要な土砂の収支バランスがとれた地区内完結整備が確定した。「豊間」

では、諏訪川を境に南北の高台に移転先を造成すること、震災前のコミュニティ単位での移転が決定した。

(4) 江名港・中之作港—この2つの港(図-1⑤, ⑥)には沖合防波堤が整備されていたため、比較的津波被害が軽微であった。そこで、地元の意向である従来の漁港機能を維持するため、海岸堤防はあえて整備せず、避難計画を中心とするソフト重視の方針となった。

(5) 永崎—当地区(図-1⑦)は面的被害ゆえに「区画整理」が望ましかったとされるが、同一地区内に都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域が存在し、換地の価額に大きな差が生じるため、その不公平感から住民合意に至らず、建て替えのみとなった。

(6) 岩間—当地区(図-1⑨)は、当初、道路整備を含めた「区画整理」を実施するため広域な「区画整理」エリアを想定していたが、農地が多いことから強減歩^{*1}を避けるため、現位置での宅地部分のみ「区画整理」を実施することとなり、結果として不整形なエリア設定となった。また、防災緑地は都市公園と位置付けられており、宗教施設が認められないため、既存の墓地を近隣敷地に移転させるためのユニークな「区画整理」も行う。

(7) 錦町須賀—当地区(図-1⑩)は、三方を水面に囲まれた災害危険区域のため、移転促進区域に指定して、「防災集団移転促進事業」を実施する。しかし、「小浜」「永崎」と同様に低地価の問題があり、一部住民との合意が図れないため、国土交通省市街地整備課の現地視察により特例が認められ、一部の住民のみを対象に当移転事業を実施する。そのため、今後歯抜け状態になった既存集落内の公共用地の土地利用策が課題となっている。

3. おわりに—本稿ではいわき市沿岸部24地区のうち特徴的な10地区の具体的な計画方針を明らかにした。その中には「小浜」「永崎」「錦町須賀」などのように一部住民との合意が図れないために、通常の事業方針とは異なる選択肢を模索するケースがみられた。今後はこのよう

キーワード 福島県いわき市, 復興事業計画, 海岸構造物, 東日本大震災

連絡先 〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1 日本大学理工学部まちづくり工学科

ウォーターフロントデザイン研究室 TEL047-469-5427

な事態を避けるため、自然災害を防ぐまたは軽減する旧来型の防災計画のみならず、当該地区の被災後を想定した復旧・復興方針を予め合意をもって定めておく新たなビジョン（事前型地区別復旧・復興まちづくりビジョン）を構築する必要があると考える。

注釈

※1 強減歩とは、換地計算によって算出された権利地積よりも、小さな換地を交付すること（土地区画整理法 91 条 5 項より抜粋）。

謝辞

本稿執筆に当たりヒアリング調査にご協力くださいました、福島県いわき建設事務所、福島県小名浜港湾建設事務所、いわき市都市計画課の各担当者様に、ここに記して厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) いわき市：「いわき市 復興事業計画(第二次)～日本の復興を「いわきから」～」, p. 12, p. 79, p. 80, pp. 136-161, 2012. 12.
- 2) いわき市：いわき市 HP <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/> 2013. 9. 24 閲覧.

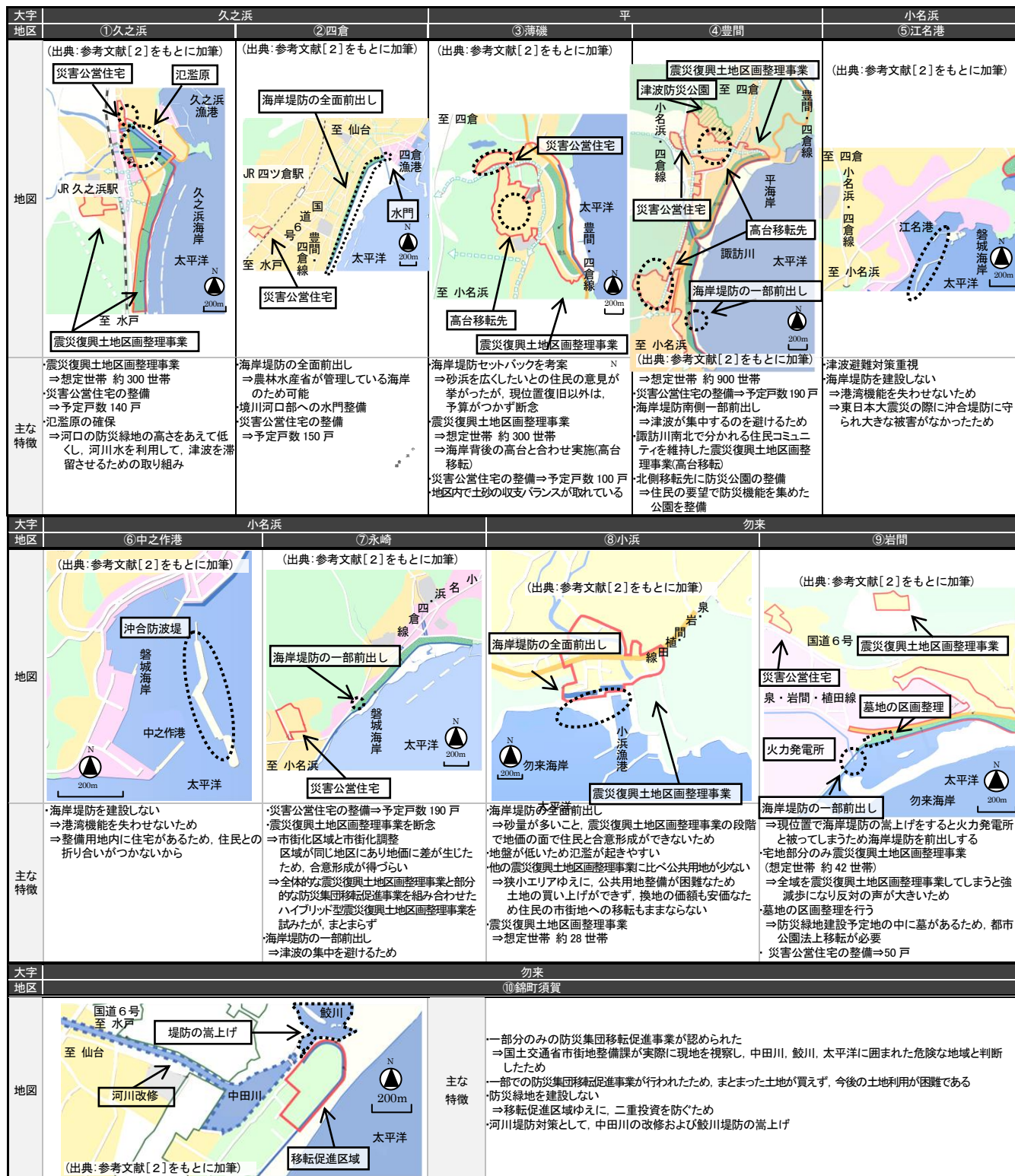


図-1 いわき市沿岸部 10 地区の特徴的な復興事業計画の取り組み内容